

# 緊急一時保育のしおり

緊急一時保育とは、保護者が入院や出産などでお子さんの世話ができなくなり、ご親族等のご協力を得られない場合、杉並区立の保育園で一時的にお子さんをお預かりする制度です。

## 1 緊急一時保育の対象

- ① 対象となる児童(以下の3点すべてに該当)
  - ア 杉並区民であること
  - イ 生後4か月以上で小学校就学前の健康(集団保育可能)な児童
  - ウ どの保育施設等にも通園していない児童
- ② 緊急一時保育の利用できる事由
  - ア 保護者が、出産または病気で入院した場合
  - イ 親族が入院し、保護者が看護にあたる場合  
(完全看護の病院の場合は対象となりません。)
  - ウ 災害等に罹災した場合
  - エ 保護者が死亡または行方不明などの場合



## 2 手続きの流れ

- ① 保育課保育支援係へ電話でご相談ください。(事象発生日の1か月前から申込みできます。)  
☆定数外で各園1名をお預かりしますので、第1希望の保育園で受託できない場合があります。区立保育園から希望の園を3園程度考えておいてください。(0歳児については、受入できない園もございますので、あらかじめご了承ください。)
- ② 保育園との調整後、お子さんをお預かりする保育園をご連絡します。保育園で申込みと面接を受けてください。  
☆申込みの際には、必ずお子さんの健康診断書と母子手帳をご持参ください。  
☆自然分娩以外は診断書等も申込み時にご持参ください。

## 3 手続きに必要な書類

- ① 母子手帳
- ② 自然分娩の場合・・・お子さんの健康診断書
- ③ 保護者等の病気や怪我の場合・・・医師による診断書 ・お子さんの健康診断書
- ④ その他、緊急一時保育の要件を満たすことが判断できる書類

## 4 お預かりする期間や保育時間などについて

- ① お預かりする期間とは、土・日・祝日やお休みされた日を含んだ期間です。
  - ア 自然分娩の場合は出産日から最長2週間
  - イ 病気や怪我での入院や看護は最長1か月(診断書記載の必要な期間)  
**※入院状況等により短くなる場合もあります。**

- ② 保育時間は午前8時30分から午後5時までの間のご希望の時間です。  
ただし、やむをえない場合は、前後1時間の範囲で延長することができます。
- ③ 保育園の休園日は、日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)。その他休園を必要とする日です。

## 5 保護者負担金について

### ① 保護者負担金

1日(午前8時30分～午後5時)児童1人につき1,300円です。  
保護者負担金には、昼食代を含みます。ただし、延長して預けた場合は、1時間につき400円加算されます。

☆ 住民税非課税世帯等に該当する方は、申請いただくことにより保護者負担金は不要になります。

- ② 緊急一時保育終了後、実利用日数で計算し、保育課から納入通知書をお送りしますので指定金融機関でお支払いください。
- ③ 子育て応援券は、利用できません。

## 6 保育園に持参する主な持ち物

短期間のお預かりですので、布団カバーなどの大きなものは保育園の物をお貸しします。詳細は受託先の保育園にご相談ください。

<p>【乳児】 食事用エプロン おむつ 着替え(洋服)</p>	<p>【幼児】 着替え(洋服) 手拭きタオル 上履き</p>	<p>など</p>
---	--	-----------

## 7 保護者へのお願い

- ① 申込内容を変更する場合は保育課保育支援係にご相談ください。
- ② 送迎(車不可)は、必ず決められた時間をお守りください。
- ③ 服装は、活動しやすく着脱に便利なものが望ましいです。
- ④ 玩具・おやつなどは保育園にあります。お持ちにならずに登園してください。
- ⑤ お休みの日や、急な時間変更の場合は、必ず保育園に連絡してください。
- ⑥ お子さんが発熱・嘔吐・下痢・伝染性疾患などの場合は、お預かりできません。
- ⑦ 保育園との連絡には、連絡帳を活用してください。
- ⑧ 緊急時における連絡先を必ず保育園に伝えておいてください。
- ⑨ 園の状況またはお子さんの状態により、受入園及び受入期間を変更する場合がありますのでご了承ください。



《 問合せ先 》

杉並区子ども家庭部保育課保育支援係

TEL 3312-2111(代表電話)(内)1389・1354

